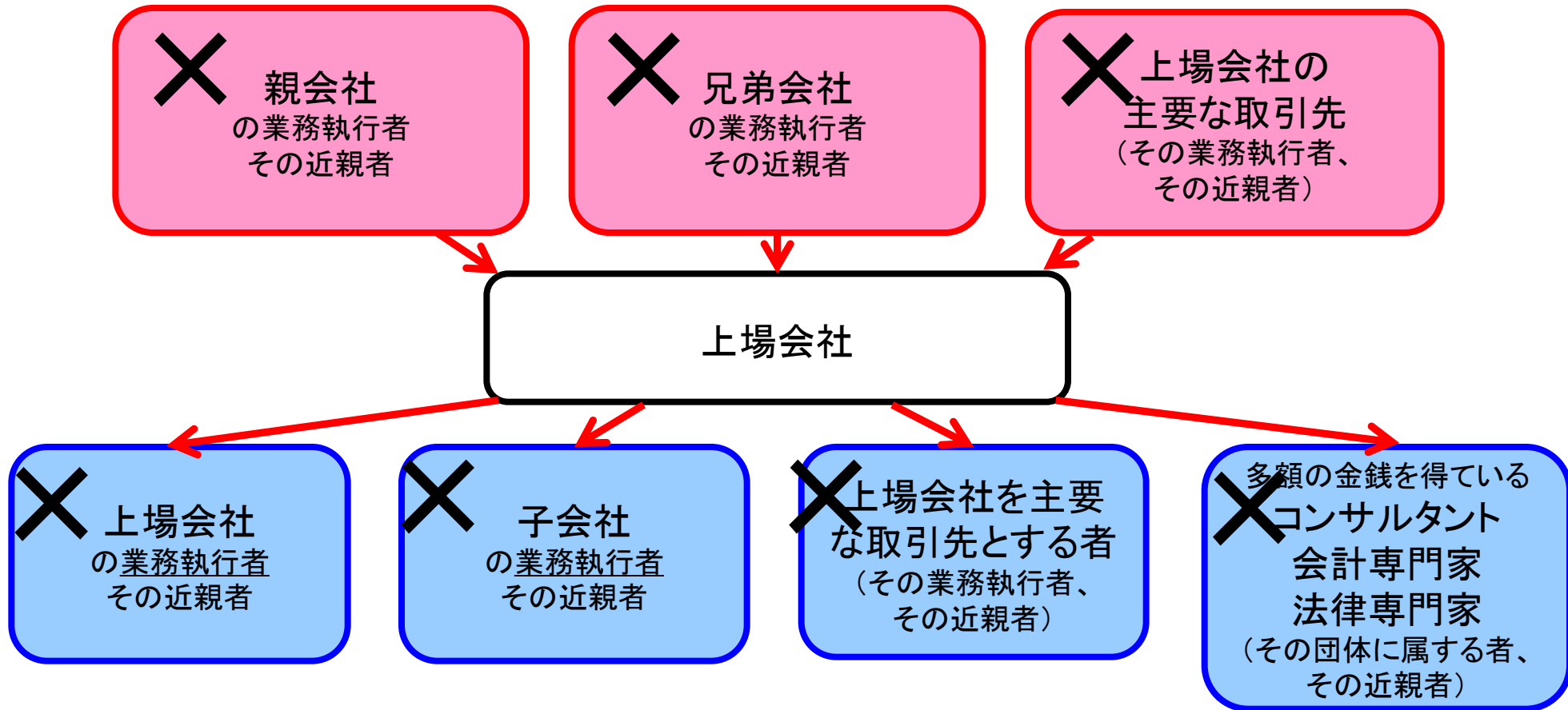


関連するデータ等

平成26年10月31日（金）

独立性基準の概要

- ① 社外取締役には、取締役会の中で一般株主の利益(株主共同の利益)を代弁する役割が期待されている。
- ② 一般株主の利益を代弁するためには、会社のあらゆる利害関係者から独立していることが必要。
- ③ 2009年の独立性基準策定当時、会社法では、当該会社・その子会社との雇用関係のみを問題にしており、独立性の確保が不十分。
- ④ そこで、取引所規則でグローバルスタンダードにあわせた独立性基準を規定。



独立性に関する情報の開示(1)

それぞれの社外取締役が一般株主の利益を代弁するのにふさわしい独立性を備えているかどうか、株主が判断できるようにするため、以下の情報を株主に対して提供。

① 独立性基準の各項目に抵触しているか否か

② 独立性基準には抵触していないがそれに準じる状態にある場合には、独立性の有無及び独立性ありとした場合にはその理由

- 現在は独立性基準に抵触していないが、過去に抵触していた場合
(例: 上場会社の主要な取引先に、過去、勤務していた者 など)
- 親会社には該当しないが、主要株主(その業務執行者、その近親者)である場合

<参考>

・東証上場会社の独立役員 のべ4,527名のうち、②の類型に該当する独立役員は278名(6.1%)。

うち、213名(4.7%)が「上場会社の主要な取引先の過去の業務執行者」に該当。

(2011年7月時点において東証一部・二部・マザーズ上場の全2,271社を対象とした東証調査による)

独立性に関する情報の開示(2)

③ 独立性に疑いを生じうる上場会社との関係の有無及びその概要の説明

- 取引関係がある場合

(※)前頁①、②における「主要な取引先」には該当しない取引先も含む、全ての取引先が対象。
(非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザリーボードの委員に対する謝礼の支払い、監査法人に対する監査報酬の支払いなども含む。)

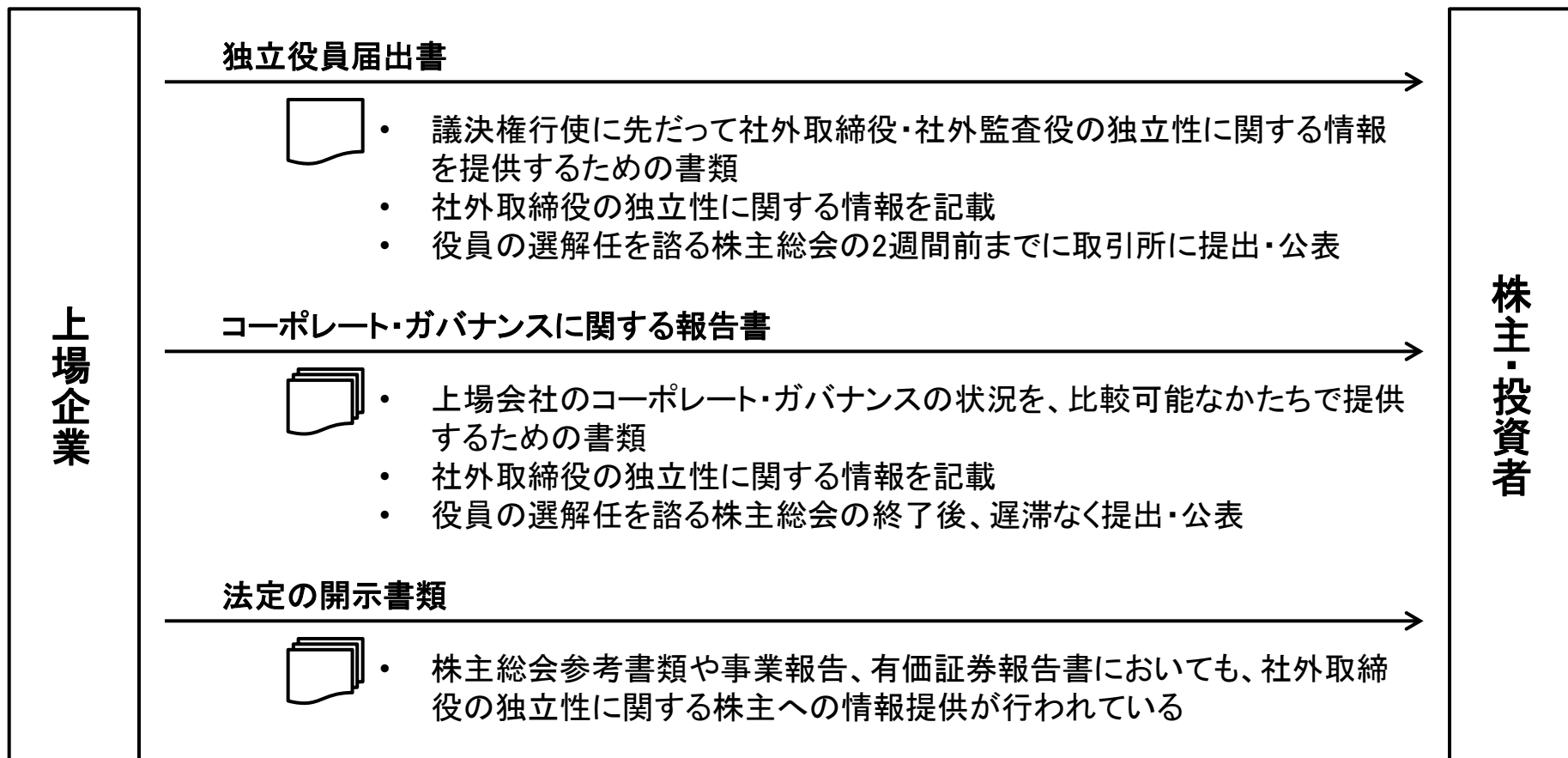
- 社外役員の相互就任の関係がある場合

- 上場会社が寄付を行っている場合

(※)上場会社との関係の概要は、例えば、取引関係については取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられる。しかし、取引先と上場会社の間には存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することは要せず、必ずしも具体的な金額等の記載をしなくても、株主・投資家が独立性を適切に判断しうる記載であれば足りる。

また、概要を説明するまでもない場合には、概要に代えて、そのように判断した理由を記載すればよい。

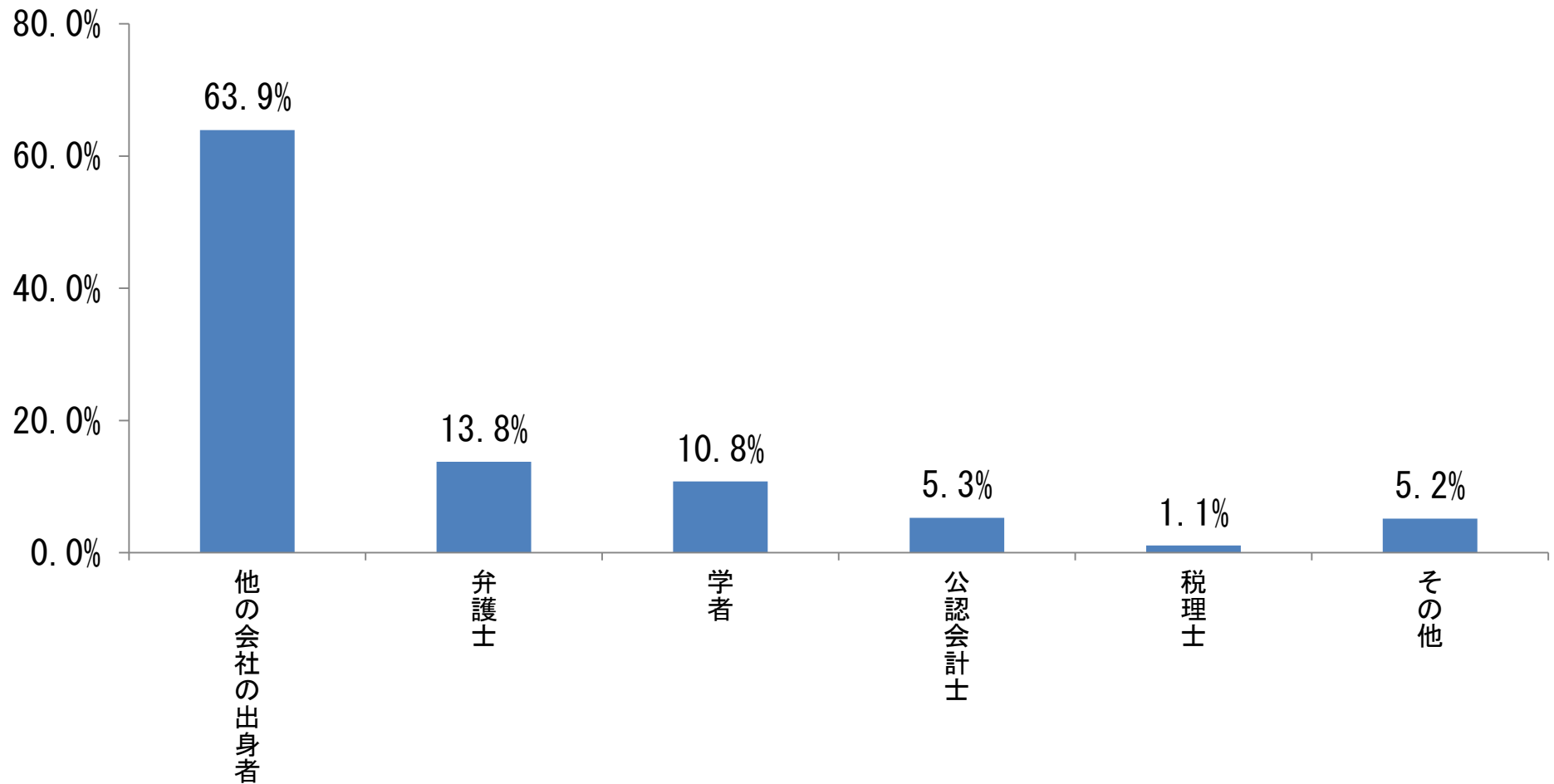
独立性に関する情報の開示(3)



<参考>

- ・株主総会参考書類において、社外役員候補者の独立性に関して記載 55.4%
- ・事業報告において、社外役員のうち独立役員に指定した者を記載 92.7%
- ・有価証券報告書において、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容を記載 17.1%

独立社外取締役の属性



(注) 東証データに基づき作成。

2014年7月時点において東証一部・二部・マザーズ・JASDAQ上場の独立社外取締役のべ3,761人を対象。

独立社外取締役の人数

市場区分	会社数	取締役人数 中央値 (平均値)	1名以上		2名以上		3名以上		1/3以上		1/2以上	
			該当社数	該当率	該当社数	該当率	該当社数	該当率	該当社数	該当率	該当社数	該当率
市場 第一部	1,814	8.0 (8.6)	1,114	61.4%	390	21.5%	141	7.8%	116	6.4%	36	2.0%
市場 第二部	545	7.0 (6.9)	168	30.8%	18	3.3%	6	1.1%	8	1.5%	1	0.2%
マザーズ	194	5.0 (5.3)	74	38.1%	11	5.7%	1	0.5%	11	5.7%	2	1.0%
JASDAQ	861	6.0 (6.0)	239	27.8%	28	3.3%	5	0.6%	19	2.2%	3	0.3%

(注) 東証データに基づき作成。

2014年7月時点において東証一部・二部・マザーズ・JASDAQ上場の全3,414社を対象。

取締役会議長の属性

市場区分	社数	社長		社長以外		うち会長(社長を兼任している場合を除く)	
		社数	比率	社数	比率	社数	比率
市場第一部	1,814	1,370	75.5%	444	24.5%	406	22.4%
市場第二部	545	504	92.5%	41	7.5%	41	7.5%
マザーズ	194	187	96.4%	7	3.6%	6	3.1%
JASDAQ	861	822	95.5%	39	4.5%	35	4.1%

(注) 東証データに基づき作成。

2014年7月時点において東証一部・二部・マザーズ・JASDAQ上場の全3,414社を対象。

取締役のトレーニング等について

米国(NYSEの上場規定)

9 上場企業はコーポレートガバナンスの方針を策定し公表しなければならない。

補足:(前略)コーポレートガバナンスの重要性を踏まえ、上場企業は、下記項目を含むコーポレートガバナンスの方針を企業のウェブサイトで公表しなければならない。(後略)

・取締役のオリエンテーションや研修

シンガポール・コーポレート・ガバナンス・コード

取締役会による業務の遂行

1.6 次期取締役は、取締役会の一員になるにあたり、包括的かつそれぞれに合った就任プロセスを経るべきである。これには、取締役としての職務内容と職務遂行の方法に加え、会社の事業やガバナンス慣行に精通するためのオリエンテーションプログラムを含むものとする。初めて就任する取締役 に対しては、会計、法務、業界特有の知識についての研修を必要に応じて実施すべきである。

すべての取締役が定期的な研修を受けることも同様に重要であり、特に、関連性の高い新法、規制、事業リスクの変化については随時研修を実施することが重要である。

取締役に対する研修の準備と費用については、会社が責任を持つべきである。取締役会はさらに、新取締役や現取締役に対して行った就任プロセス・オリエンテーションプログラム・研修について、年次報告書で開示すべきである。